Striders Corporation
最終更新日：2015年7月10日
株式会社ストライダーズ
代表取締役社長　早川　良一
問合せ先：常務取締役 兼 CFO 若原 義之　電話番号：03-5777-1891
証券コード：9816
http://www.striders.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社グループは、企業を取り巻く関係者との利害関係を調整しつつ、株主の利益を擁護し、企業価値を最大化することが重要であると考えております。そのため、コーポレート・ガバナンス体制の構築とその更なる強化を経営課題と認識し、経営執行の過程において、取締役会の合議機能、監査役の監視機能、あるいは社内の業務分掌機能等を通じて、経営を客観的にチェックし、その透明性を確保し、経営の健全性・公平性につなげていきたいと考えております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
新興支援投資事業有限責任組合	15,297,060	17.24
早川 良一	4,839,000	5.45
福光 一七	1,815,000	2.05
日本証券金融株式会社	1,636,000	1.84
光証券株式会社	1,340,000	1.51
株式会社ジャパンシルバーフリース	1,100,000	1.24
福田 弘文	820,000	0.92
株式会社SBI証券	702,000	0.79
仲谷 憲一郎	700,000	0.79
森川　いくよ	646,000	0.73

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	3 月
業種	卸売業
直前事業年度末における（連結）従業員数 更新	100人以上500人未満
直前事業年度における（連結）売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

コーポレートガバナンスに重要な影響を与えうるその他の特別な事情はありません。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	7 名
社外取締役の選任状況 更新	選任している
社外取締役の人数 更新	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	1 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
鈴木　泰	学者											

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
鈴木　泰	○	――	鈴木泰氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、大学教授としての豊富な経験と専門知識を有しており、主にアジアへの投資等について有益なアドバイスをいただけるものと期待し、当社経営に適切な助言を頂くことで、当社経営体制が更に強化出来ると判断したためであります。また、同氏は、当社との間で特別な利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じるおそれがないため、同氏を独立役員として指定しております。 当社は、次の条件を満たす者を取締役会の承認を得て、独立役員に選任しております。 (1)過去に当社の役員及び従業員（執行役 員を含む）としての経歴がなく、役員報酬・給 与・賞与・顧問料等の報酬を得たことのないこ と (2)会社経営について高い見識を有すること (3)会社と特別な利害関係がないこと (4)定例の取締役会に出席ができること

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

業務執行部門から独立した社長室と連動し、社内各組織及びグループ全体のコンプライアンス（法令遵守）、リスクマネジメント及び会計処理の

適正性、業務処理の妥当性の検証並びに改善への提言を行っております。なお、会計監査人との関係においては、定期的な監査のほか定期的に情報交換及び意見交換し、監査役会とより効果的な連携を求める等、監査役監査、内部監査の充実を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
吉澤 生雄	他の会社の出身者													
小林 伸行	公認会計士													
國吉 歩	弁護士													

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d 上場会社の親会社の監査役
e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
吉澤 生雄	○	――	吉澤生雄氏は、経営者として幅広く高度な見識と長年の豊富な経験を活かし、当社監査体制が更に強化出来ると判断したためであります。また、同氏は、当社との間で特別な利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じるおそれがないため、同氏を独立役員として指定しております。 当社は、次の条件を満たす者を取締役会の承認を得て、独立役員に選任しております。 (1)過去に当社の役員及び従業員(執行役員を含む)としての経歴がなく、役員報酬・給与・賞与・顧問料等の報酬を得たことのないこ と (2)会社経営について高い見識を有すること (3)会社と特別な利害関係がないこと (4)定例の取締役会に出席ができること
小林 伸行	○	――	小林伸行氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、公認会計士として会社財務・法務に精通しており、会社経営を統轄する充分な見識を当社の監査に反映していただくことにより、当社監査体制が更に強化出来ると判断したためであります。また、同氏は、当社との間で特別な利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じるおそれがないため、同氏を独立役員として指定しております。 当社は、次の条件を満たす者を取締役会の承認を得て、独立役員に選任しております。 (1)過去に当社の役員及び従業員(執行役員を含む)としての経歴がなく、役員報酬・給与・賞与・顧問料等の報酬を得たことのないこ と (2)会社経営について高い見識を有すること (3)会社と特別な利害関係がないこと (4)定例の取締役会に出席ができること
國吉 歩	○	――	國吉歩氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、弁護士として高度な専門的知識に精通しており、会社経営を統轄する充分な見識を当社の監査に反映していただくことにより、当社監査体制が更に強化出来ると判断したためであります。また、同氏は、当社との間で特別な利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じるおそれがないため、同氏を独立役員として指定しております。 当社は、次の条件を満たす者を取締役会の承認を得て、独立役員に選任しております。 (1)過去に当社の役員及び従業員(執行役 員を含む)としての経歴がなく、役員報酬・給 与・賞与・顧問料等の報酬を得たことのないこと (2)会社経営について高い見識を有すること (3)会社と特別な利害関係がないこと

			(4)定例の取締役会に出席ができること

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新　4 名

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しています。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況　その他

該当項目に関する補足説明 更新

平成26年10月17日開催の取締役会に基づき、代表取締役社長である早川良一氏に新株予約権を付与しております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況　個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額につきましては、事業報告及び有価証券報告書において開示されており、その内容は、弊社のホームページにおいても掲載されております。以下のURLをご参照ください。

http://www.striders.co.jp/ir/ir_library/tabid/74/Default.aspx

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無　なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

―――

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】 更新

専従スタッフはおりませんが、社長室にて適宜サポート体制を敷いております。また、社外取締役及び社外監査役が出席する取締役会の議案について、事前に資料等を送付し必要に応じて説明を行い、予め充分な検討ができるようにしております。また、その他の重要な事項についても情報の伝達、資料送付、意見の聴取、調査・情報収集のサポート等を行い常に有効な環境の整備に努めております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） 更新

(1)当社機関の基本説明
当社は、経営方針等の重要事項に関する意思決定機関及び監督機関として取締役会を、業務執行機関として代表取締役及び代表取締役を補 佐する経営委員会を、それらを監視する監査機関として監査役会を、それぞれ当社機関として設置しております。

(2)当社機関の内容及び内部統制システム・リスク管理体制
当社の意思決定機関としての取締役会は、現在7名で構成され、毎月定期的に開催され、経営の状況及び計画の進歩状況が遅滞なく把握されております。また、必要に応じて臨時取締役会を招集しており、経営上の意思決定及び適時の対応が迅速に行われております。監査役会は監査役3名で構成され、全員が会社法上の社外監査役であり、うち1名につきましては常勤監査役であります。監査役会は毎月定期的に開催され、また監査役監査につきましては監査基本計画に基づき実施され、監査役の取締役会への出席に加えて、取締役の業務執行に対しても監視する機能を有しております。
内部統制システム等の管理体制につきましては「内部統制システムに関する基本方針」をご覧ください。

(3)コーポレート・ガバナンス充実のための取り組み実施状況
コーポレート・ガバナンス及び内部統制の基盤となるコンプライアンス（法令遵守）につきましては、社長室を中心として取り組んでおり、当社グループの「企業行動憲章」、「社員行動規範」、「個人情報保護方針」及び「反社会的勢力に対する基本方針」に基づいて定期的に「倫理委員会」を 運営するとともに、定期的にコンプライアンス研修を開催することにより、当社グループ全社員への周知徹底を図ることにより、当社に課せられた 社会的責任（CSR）の重要項目である企業倫理やコンプライアンス（法令遵守）の徹底を図っております。
一方、事業に潜む様々なビジネスリスクの管理につきましては、リスクマネジメント体制を敷き、経営委員会にて最終判断する仕組みとしております。また、代表取締役を委員長とする「リスクマネジメント委員会」を設置し、当社グループ全体のより広範なリスクへの対応を強化しております。
上記に加えて、当社グループの情報管理体制の適正な運営・整備その他統制を図ることを目的として「IT運営委員会」を設置しております。

(4)内部監査及び監査役監査の状況
内部監査につきましては、業務執行部門から独立した社長室を設置し、監査役会と連動させ、社内各組織及びグループ全体のコンプライアンス（法令遵守）、リスクマネジメント、会計処理の適法性ならびに業務処理の妥当性の検証及び改善への提言に重点をおいて監査を進めております。
また、監査役監査は、定期的な監査のほか、経営上及び会計上の課題につきましても、社長室及び会計監査人とより効果的な連携を行い、内部監査の充実を図っております。

(5)会計監査の状況
当社の会計監査業務を執行した公認会計士は、山中康之氏及び古屋尚樹氏の2名であり、監査法人アリアに所属しております。また、当社の監査業務に係る監査従事者は、公認会計士2名及びその他4名であります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

適切な経営判断を迅速に行うと同時に、高い経営の透明性と強い経営監視機能を発揮するコーポレート・ガバナンス体制は、外部からの客観的かつ中立の経営監視の機能が重要と考えております。当社としては、社外取締役を含む取締役会と社外監査役による業務執行を監督・監査する現体制が最適であると判断しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	株主総会は集中日を回避して設定し、より多くの株主様にご参加頂けるよう配慮しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	当社HPのIR情報（http://www.striders.co.jp/ir/tabid/72/Default.aspx）において、決算短信、決算情報以外の適時開示資料、有価証券報告書及び四半期報告書等を提供しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「企業行動憲章」、「社員行動規範」のほか、お客さまや従業員の個人情報を保護する方針・規程、従業員の労働安全衛生の規程、株主・投資家関連では「内部者取引管理規程」等、当社グループのステークホルダーの立場を尊重するための規程等を定め、その遵守徹底に取り組んでおります。

Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は、以下のとおりであります。

1．取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1)コンプライアンス体制の基礎として、代表取締役は内部統制システムの構築・維持・向上を推進するとともに、その執行組織として内部監査担当及び法務・コンプライアンス担当を任命し、コンプライアンス体制の整備及び維持を図ることとする。必要に応じて、規則規程・ガイドラインの策定整備及び研修を実施するものとする。

(2)内部監査部門として執行部門から独立した社長室、コンプライアンスの統括部署として管理本部 総務部が業務を執行するものとする。

(3)取締役は当社における重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には直ちに監査役に報告するものとし、遅滞なく取締役会において報告するものとする。

(4)法令違反その他のコンプライアンスに関する事実についての社内報告体制として、内部者通報システムを整備し、内部通報制度規程に基づきその運用を行うこととする。

(5)監査役は当社の法令遵守体制及び内部者通報システムの運用に問題があると認めるときは、意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができるものとする。

2．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報は、文書管理規程等に基づき、その保存媒体に応じて検索・閲覧が可能な状態で、情報毎に定める保存期間中、適切に保存および管理する。

3．損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1)当社は、当社の業務執行に係るリスクとして、以下に定める経営危機に関する項目の把握と管理、個々のリスクについての管理責任者についての体制を整えることとする。

a．会社の過失により取引先及びユーザ並びに地域住民に多大なる損害を与えたとき
b．重大な労働災害を発生させたとき
c．火災、地震、風水害等によって多大の損害を受けたとき
d．営業上きわめて重要な情報が外部に流出、漏洩したとき
e．重要な取引先が倒産したとき
f．主要仕入先がある各国でカントリーリスクが発生したとき
g．ステークホルダーの機密を漏洩し、関係者に多大な損害を与えたとき
h．不慮の事件・事故により相当数の社員の生命または健康が危機にさらされたとき
i．経営幹部の身体、財産へ危害が迫ったとき
j．風説の流布等で株価形成が不当にゆがめられたとき
k．不本意にして法律違反を犯し、その責任を問われたとき、もしくは行政処分を受けたとき
l．その他会社の存続にかかわる重大な事案が発生したとき

(2)リスク管理体制の基礎として、リスクマネジメント担当役員規程、リスクマネジメント委員会規程等を定め、個々のリスクについての管理責任者を決定し、同規程に従ったリスク管理体制を構築する。不測の事態が発生した場合には、代表取締役を本部長とする対策本部を設置し、情報連絡チーム及び顧問弁護士等を含む外部アドバイザリーチームを組織し迅速な対応を行い、損害の拡大を防止し、これを最小限に止める体制を整える。

4．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1)取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を月１回定時に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催するものとし、取締役会で定められた経営方針に基づき業務を執行するものとする。

(2)個々の実施事項については代表取締役を補佐する機関として、代表取締役が指名する取締役・業務責任者及びグループ会社の経営幹部より構成する経営委員会を設置して、経営方針及び事業執行における具体的な指針等を取締役会及び代表取締役へ提言するものとする。

(3)取締役会の決定に基づく業務執行については、取締役の担当分掌制を導入し、取締役会規程、組織管理規則において、それぞれの責任についての執行権限を定めることとする。

5．当社並びに子会社から構成される企業集団における業務の適正を確保するための体制

(1)グループ会社における業務の適正を確保するため、グループ企業全てに適用する行動指針として、関係会社管理規則を定め、これを基礎として、グループ各社で規則規程を定めるものとする。

(2)経営管理については、グループ会社経営基本方針を定め、関係会社管理規則に従い、当社への決裁・報告制度による関係会社経営の管理を行うものとし、必要に応じてモニタリングを行うものとする。取締役は、グループ会社において、法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事項を発見した場合には、監査役に報告するものとする。

(3)子会社は当社からの経営管理、経営指導内容が法令に違反し、コンプライアンス上問題があると認めた場合には、子会社は直ちに監査役に報告を行うとともに、監査役は改善策の策定を求めることができるものとする。

(4)グループ会社の管理強化を図るため、関連会社経営管理機能及び事業計画等管理機能の所管部署は管理本部 経営企画部とし、関連会社執行管理管掌機能の所管部署は管理本部 総務部とする。

(5)グループ会社の経営執行における関連法令及びグループ規則規程等が適正に運用がなされているかを管理監督するために、内部監査を実施する。

6．監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

(1)監査役の職務を補助すべき使用人として、必要に応じて当社の使用人から監査役補助者を任命、監査役補助者の評価は監査役が行い、監査役補助者の任命、解任、人事異動、賃金等の改定については監査役会の同意を得た上で決定することとし、取締役からの独立を確保するものとする。

(2)監査役補助者は業務の執行にかかる役職を兼務しないこととする。

7．取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制及び監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1)取締役及び使用人は当社の業務または業績に影響を与える重要な事項について監査役にその都度報告するものとする。前記に関わらず、監査役はいつでも必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求めることができることとする。

(2)内部通報制度の適切な運用を維持することにより、法令違反その他のコンプライアンス上の問題について監査役への適切な報告体制を確保するものとする。

8. 財務報告の適正性を確保するための体制

(1)当社は財務報告に係る内部統制の適正な運営がなされる体制を整備するため、内部統制に関する方針等を定めるものとする。

(2)財務報告の適正性を確保するため、内部統制の管轄部署として社長室を設置するものとする。

(3)社長室は、グループ会社監査や会議・通達等を通じて、関連会社の業務が法令及び規則・規程に適合し適正に執行されるよう指導し、管理本部 総務部と連携して財務報告の正確性と信頼性を確保する体制を構築するものとする。

(4)財務報告に係る内部統制の評価を評価項目等に応じて実施し、不備を認めた場合は代表取締役社長に報告するものとする。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

1. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社、ストライダーズ・グループは「企業行動憲章」、「社員行動規範」及び「反社会的勢力に対する基本方針」に基づき、反社会的勢力との関係は一切持たないことを基本方針としております。また、反社会的勢力によるいかなる不当要求や働きかけに対しても、組織として毅然として対応を取ることを「社員行動規範」及び「反社会的勢力に対する基本方針」に明記し、グループ全社に対して公開周知徹底を行っております。

2. 反社会的勢力排除に向けた整備状況

(1)対応統括部署及び不当要求防止責任者の設置状況

当社の主要拠点に反社会的勢力への対応を統括する部署(対応統括部署)を設け、不当要求防止責任者を設置しております。また、反社会的勢力による不当要求、組織暴力及び犯罪行為に対しては、直ちに対応統括部署に報告・相談する体制も整備しております。

(2)外部の専門機関との連携状況

警察が主催する連絡会等に加入するなど、平素より外部の専門機関と連携を深め、反社会的勢力への対応に関する指導を仰いでいます。

(3)反社会的勢力に関する情報の収集・管理状況

対応統括部署において、有識者や警察等と連携することにより、反社会的勢力に関する最新情報を共有するとともに、かかる情報を社内への注意喚起等に活用しています。

(4)対応マニュアルの整備状況

反社会的勢力への対応方法に関する事例集等を作成し、社内各部に配布しています。

(5)研修活動の実施状況

社内において反社会的勢力に関する情報を共有し、また、社内及び当社のグループ会社において研修会を実施するなど、反社会的勢力による被害の未然防止に向けた活動を推進しています。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社は、重要事実に係る情報の管理等について「情報管理に対するセキュリティー基本方針」、「内部者取引管理規程」を制定し、適正な運用に努めるなど、当社グループに係る情報の適時、公正かつ公平な開示を図っております。重要な経営情報の適時開示にあたっては、経営委員会での協議及び社長、場合によっては取締役会の決定の後、上場証券取引所、報道機関、自社ホームページ等を通じて公開しております。

情報の取り扱いについては、「情報管理に対するセキュリティー基本方針」及び「内部者取引管理規程」に基づき、各組織の長が、当該組織に係る経営情報の管理を行っております。

適時開示に該当すると思われる重要な情報の開示については、経営委員会の協議を経て、社長、場合によっては取締役会の決定を得ております。その際、適時開示規則に照らし開示義務がない場合でも、投資家の投資判断に影響を及ぼすと判断した場合等にも、社長の決定を得た後、開示することがあります。

なお、情報の取り扱いに関する啓発については、グループ全社員に対して、定期的に研修を実施するとともに、公表前の重要事実の取り扱いについては、「内部者取引管理規程」に基づき、情報管理を徹底しております。今後とも、最新動向の把握や広く社外の方々からもご意見をいただくなどしながら、より効率性、透明性の高い経営体制を実現することにより、経営の強化を通じた更なる企業価値の向上を目的とし、コーポレート・ガバナンスの充実に向けた継続的な取り組みを行ってまいります。

【内部統制システムの概要を含むコーポレート・ガバナンス体制について(模式図)】

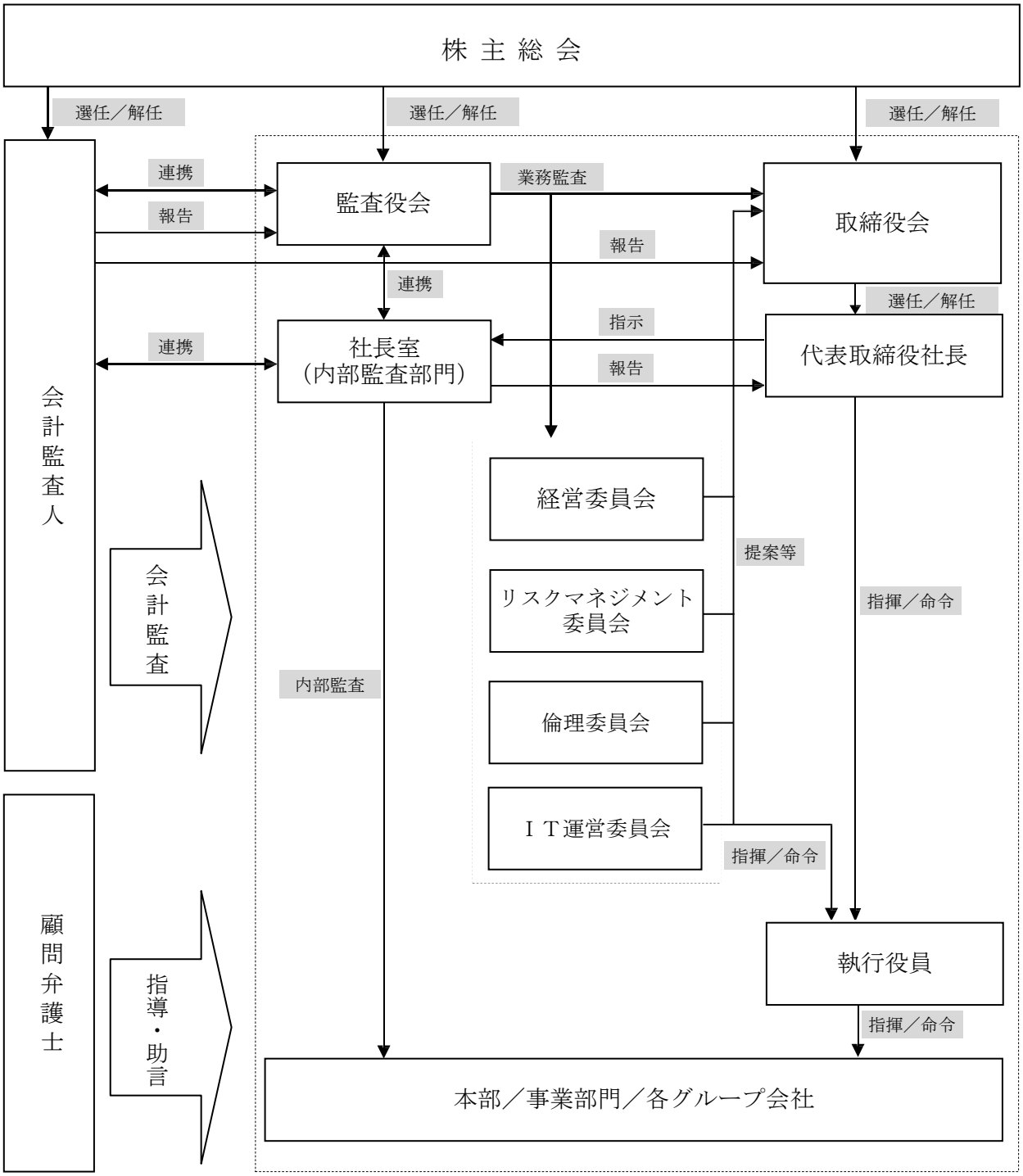

【適時開示体制の概要(模式図)】

